

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年9月28日 12時20分ごろ
発生場所	香川県坂出市坂出港 坂出港西防波堤灯台から真方位058° 1.8海里付近 (概位 北緯34° 20.8′ 東経133° 52.9′)
事故の概要	貨物船清栄は、南南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年9月29日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 清栄、201トン
船舶番号、船舶所有者等	134550、有限会社箱崎マリン
乗組員等に関する情報	船長、一級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、パレット約519tを積載し、船長が1人で操船に当たり、坂出港の林田岸壁に向けて約4ノットの対地速力で同港を南南西進していた。 船長は、林田岸壁の手前にある左舷方の護岸からの距離が十分にあるので、浅所はないものと思い、航行を続けた。 本船は、護岸前面に拡張する浅所に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約2.4m、船尾約3.5mであった。 船長は、林田岸壁に着岸するのが初めてであり、林田岸壁の手前の護岸前面水域に浅所があることを知らなかった。
分析	本船は、坂出港において、南南西進中、船長が、林田岸壁の手前にある護岸前面水域に浅所があることを知らなかったことから、同護岸からの距離が十分にあつて浅所はないものと思い、林田岸壁に船首を向けて航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、坂出港において、南南西進中、船長が、林田岸壁の手前にある護岸前面水域に浅所があることを知らなかったため、同護岸からの距離が十分にあつて浅所はないものと思い、林田岸壁に船首を向けて航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸経験のない岸壁に接岸する場合は、着岸岸壁付近の水路情報を十分に入手すること。

